

令和5年第5回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年5月31日(水) 13時40分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 ( 名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久      グループ長 秋窪 貴洋      サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三      主 査 徳永 香理      主任主事 水迫 時巳 主任主事 内田 大作
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	令和5年第5回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしということでございましたので、本日の議事録署名委員は 15 番委員と 16 番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 溝辺 1 を 3 番委員。
3 番委員	はい。1 号 1 番を報告いたします。届出地は横頭公民館の南に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は農業用施設 196 ㎡で堆肥舎を建設するものである。工事内容は、盛土を 60cm とし、周囲は基礎工事を行い、両サイド並びに後方をブロックを積み屋根を設置するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。今日時点では、屋根の設置がまだ済んでいない状況でございます。以上です。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は利用権設定 142 件、中間管理権の設定 21 件、合計 163 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 27 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 0 件、利用権設定 142 件、筆数 242 筆、面積 330,059 ㎡。中間管理権設定 21 件、筆数 38 筆、面積 73,146 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい。事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経

	営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 16 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	3 号 1 番を報告いたします。申請地は国分児童体育館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 2 から 4 までを 17 番委員。
17 番委員	はい。3 号 2 番でございます。申請地は川原小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。 続きまして 3 号 3 番。申請地は萩之元公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 4 番でございます。申請地は霧島多目的集会施設の西に位置しており、現況は田であります。この現地調査につきましては、5 月 20 日に霧島の 6 番委員に報告をいただいております。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 5、6 を 18 番委員。
18 番委員	3 号 5 番、6 番続けて報告をさせていただきます。 3 号 5 番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。現地調査につきましては、17 番委員にお願いをしたところでございます。 次に 6 番。申請地は野平公民館の北西に位置し、現況は不耕作であります。申請地には所有

	権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。現地調査については 13 番委員にお願いをいたしました。以上です。
議長（会長）	次に、横川 7 を 12 番。
12 番委員	はい。報告します。調査の場所が国分でしたので、4 番委員に現地の調査をお願いしました。申請地は霧島市シルバー人材センターの南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 8 を 11 番委員。
11 番委員	3 号 8 番について報告いたします。申請地は牧園 10 区自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園 9 を 16 番委員。
16 番委員	3 号 9 番について報告いたします。申請地は中津川小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 10、11 を 6 番委員。
6 番委員	受人が同一で場所が隣接地ですので、同時に報告をさせていただきます。申請地は向田自治公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、隼人 12 から 14 までを 5 番委員。
5 番委員	3 号 12 番を報告します。申請地が霧島であるため、現地調査は 6 番委員にさせていただきました。申請地は永水小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 13 番を報告します。申請地は長浜公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 14 番を報告します。申請地は隼人塚団地公民館の西に位置し、現況は畑であ

	る。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人15を7番委員。
7番委員	3号15番について報告いたします。申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。水稻栽培をするという起農計画書が添付されています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人16を10番委員。
10番委員	3号16番について報告いたします。申請地は見次地区集会施設の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 牧園1を6番委員。
6番委員	はい。4号1番。申出地は坂下公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。除外目的は水力発電所と資材置場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の報告が終わりましたが、只今の報告につきましてご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外1件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。
--------	---

△ 議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 7 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 13 番委員。
13 番委員	5 号 1 番について報告をいたします。申請地は口輪野公会堂の北西に位置し、現況は雑木林である。なお、昭和 58 年頃原野化してしまったという経緯書が添付をされております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、牧園 2 から 4 までを 11 番委員。
11 番委員	5 号 2 番、3 番、4 番を続けて報告いたします。 まず、5 号 2 番です。申請地は川床公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 3 番について報告いたします。申請地は川床公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 4 番について報告いたします。申請地は牧園 10 区自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。なお、平成 8 年 3 月頃車庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 418 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 617 m <sup>2</sup> である。また、面積超過理由書も添付がされています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	同じく牧園 5 を 16 番委員。
16 番委員	5 号 5 番について報告いたします。申請地は持松 1 区公民館の北西に位置し、現況は倉庫 5 棟と通路の建築実行済です。なお、昭和 48 年から平成 8 年頃までに建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫 5 棟、通路を建設するものでありますが、既に実行済であります。また、隣接地宅地の 47.95 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 1,615.95 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 6 を 5 番委員。
5 番委員	5 号 6 番を報告します。申請地は天降川小学校の西に位置し、現況は不耕作である。農地区

	分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく単人 7 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 7 番を報告いたします。申請地は旧霧島市水道部の東に位置し、現況は畑である。なお、年月日不詳に砂等を搬入し、整地し倉庫を建築したと思われるため経緯書が提出されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 18 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	6 号 1 番を報告いたします。 申請地は重久公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 2 を 5 番委員
5 番委員	6 号 2 番を報告します。申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、溝辺 3 と福山 4 を 6 番委員。
6 番委員	6 号 3 番を報告いたします。申請地は水尻横頭公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基

	<p>準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして4番を報告いたします。申請地は西牧之原自治会第11班集会所の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は仮設プール1基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年6月5日から令和8年6月4日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、国分5から8までを4番委員。
4番委員	<p>6号5番から8番を続けて報告いたします。</p> <p>まず、6号5番。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして6号6番を報告いたします。申請地は市営福島第1団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして6号7番を報告いたします。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路、資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして6号8番を報告いたします。申請地は国分湊多目的集会施設の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分9を13番委員。
13番委員	<p>6号9番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は事業用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分10を17番委員。
17番委員	<p>6号10番です。申請地は市営宮下団地の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も</p>



	満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 11、12 を 18 番委員。
18 番委員	<p>6 号 11 番、12 番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>11 番。申請地は豊北公民館の東に位置し、現況は田であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は事務所及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。</p> <p>12 番。申請地は向花地区コミュニティセンターの北に位置し、現況は不耕作であります。なお、昭和 56 年頃防火水槽及び公衆トイレにってしまったという始末書が添付をされております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 13 を 3 番委員。
3 番委員	<p>6 号 13 番を報告いたします。申請地は石峯地区自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地、宅地の 933.49 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積は 2,284.49 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、牧園 14 を 11 番委員。
11 番委員	<p>6 号 14 番について報告いたします。申請地は牧園小谷住宅の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 15、16 を 5 番委員。
5 番委員	<p>6 号 15 番を報告します。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 16 番を報告します。申請地は新川公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 17 を 7 番委員。
7 番委員	<p>6 号 17 番について報告をいたします。申請地は日当山中学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目</p>

	<p>的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人 18 を 10 番委員。</p>
10 番委員	<p>6 号 18 番を報告いたします。申請地は木之房公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、6 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。</p> <p>以上で、令和 5 年第 5 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。</p>
17 番委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>17 番委員どうぞ。</p>
17 番委員	<p>1 種農地の耕作放棄地の苦情なんです、青葉小学校の周辺は 10ha 以上の 1 種農地になっています。以前、田から畑に利用変更がなされて、地番が国分郡田※※、所有者が※※さんという方なんです、以前も事務局の方に何回か対処をしていただきたいということで、苦情がすごいんです。利用変更をされて、普通の農地よりも高くなっていて、カズラがすごくて、周辺には小学校もあり、ごみの集積所もあります。通学路にもなっていて、周辺の農家ではない方も来られて、私も今日、総会に来る前に苦情を受けているところでございます。何回も事務局の方にもお願いもしてるんですが、地主が対応をしないということでございます。環境衛生課とかいろんな方面の取組を含めて、事務局の方で対応をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい。耕作放棄地に雑草が繁茂して困っているというようなことで相談を頂いているということですが、関係部局について事務局の方で何かありますか。</p>
事務局	<p>言われる所は事務局も存じておまして、去年も話があり、雑草が繁茂しているということで所有者に通知をしたところです。今年も地域の方が来られて、現在、通知を出しているところです。農地の管理は農地の所有者又は借人が適正に管理をしなければならないということで農地法において定められておりますので、適正な管理をしてくださいというお願いを事務局としては続けていくということしか方法がないということになります。先程、環境衛生課の話もありましたが、環境衛生の方は、用途地域内と農地以外の地目。農業委員会の方は農地ということで役割を決めまして、それぞれで通知をしているところです。事務局の方でという話でしたが、事務局の方としてはそのような通知をしております。農業委員さんというところでありますので、一緒に行動をしていただければと事務局としては考えます。</p>
17 番委員	<p>一緒に行動することは大事なことです。通知の出し方ですが、内容的なものの表現を変</p>

	えて。通知を出しているけど対応をしない。何か方法はないのかなというような気持ちで意見を出させていただいたのです。
事務局	事務局といたしましても、お願いするしか方法がないというところですよ。強制的なことは言えませんので。農地法の方でも先程言いましたように、所有者又は借人の方で適正に管理をなささいというふうになっておりますので、適正に管理をしてくださいというお願いの文書を送るしか方法がないということになります。昨年もありましたが、昨年、17番委員の方で本人の所に行ってくるというような話も聞いたところではありましたが、会えたりはしていないんですか。
17番委員	この所有者の方を調べてみたら、農地をあちこちに持ってらっしゃいます。隼人の方で。
10番委員	1年前だったか、そこに行って周辺の耕作者の人と話をして、所有者は恐らく隼人にはいないという話は聞いてきたんですけど。
17番委員	だから方法を考えながら、私も一緒に対応しますので、方法を考えていただきながら、苦情がくる農地についてはですね。要は貸してくれれば、誰かに作ってくださいとなれば話は前に進むんですけど、やり取りができないもんだから。
議長（会長）	はい。よろしいですか。本件については数年前から問題にもなっている所でもありますので、また、関係する部局もありますので、例えばゴミ等であれば環境衛生等もありますので、そういったところにも少し話をしてみたいと思いますので、本件については、次の機会を設けて少し話をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。また、農地パトロールの時もありますので、そういった時にもぜひまた情報をいただければと思っております。農業委員会もご本人にももちろん通知をしますが、強制的なものがなかなか無いというところで困っているところでもあります。前回問題になった時には、シルバー人材センターを紹介しました。秋口だったので火災の危険性もあるだろうということで、シルバー人材センターの方で刈ってもらって処理をしております。もちろん支払いについては本人に出してもらっております。そういった形で処理をしていければと思っておりますので、また、何らかの機会でこんな話もしたいと思しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。 それではこれ以外に何かござひますか。
3番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
3番委員	私は農業共済組合の理事をさせてもらっているんですけども、先般の理事会で、南薩地域が今年の寒波で大被害を受けられました。ほとんど出荷ができない方もいらっしゃるし、共済組合で収入保険というのをやっております。もう知ってらっしゃったり、加入していただいている方もたくさんいらっしゃると思うんですが、青色申告をされている方だけが加入できる、畜産を除く農家さんが加入できるんですが、南薩の方々には全員収入保険に入っておられまして、そのおかげで助かったということでお礼を農家さんから言われました。去年の11月に共済組合の全国の大会があつて東京に行ったんですが、そこで東北とか北海道の組合が事例発表をした中で、この収入保険を農業委員会とタイアップして進めているという事例がござひまして、今度、鹿児島県がパンフレットを作って県内全域に加入を推進するというような形に動いてくれるようになりました。お願ひしたいのは、共済組合の方からちょっと時間をいただいて収入保険の説明をさせていただく時間を取っていただけたらなと思うところですよ。先日の理事会でも、理事の中に農業委員を兼ねていらっしゃる方が多いんですが、地元の農業委員会にこのことをお願ひしたらというようなことでしたので、この地区についてもぜひお願ひしたいということでござひます。以上です。すみませんでした。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。県の農業会議の方でもその話が以前出たことがありまして、

	取組をするかどうかはまだはっきりと聞いていないところではありますが、農業会議の方でそういう動きをするのか考えながら、もし一緒にやろうということであれば、本市においても説明会を開かなければいけないだろうなと思いますので、これまでは共済組合の主催で説明会を開かれておりましたので、農業委員会の方ですのか或いは他の団体ですのか考えながら今後進めていきたいと思いますのでよろしいですか。
3 番委員	よろしくお願ひします。
議長（会長）	他にありましたら。よろしいですか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 5 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉 会 14 時 45 分